日光市広報
3月号（通49号）
毎月1回1日発行
発行所　日光市役所
栃木県日光市中鉢石町999
編集　総務課広報係
印刷　中津印刷所

# 新市建設に取組む

## 市制六周年を迎えた日光市

市制施行記念報告祭　35，2，11

二月十一日は、市制施行の六周年記念日に当たる。市制五周年の式典をやったのはついこの間のように思われるが、あれから一年、日光市もこれで六才になったわけだ。十一日の市制施行記念報告祭は佐々木市長、神山市議会議長、市議、各殉職、自治会長など多数が列席して行われた。その後精銅所合唱団の合唱、竹見会の尺八、生田流箏曲、裏派坂本社中の琴により紀元節の唱合奏が行われた。これで日光市も、六才を迎えた。人間でいえばそろそろ小学校に入学する年令、身体検査を受けて新らしい生活に出発しようという時期だ。日光市の身体もこの辺で各分野から内部診断を行い、永き将来への計画をたてるべき時が来ているようである。そうした意味から、今行なわれている新市町村建設計画事業というものをのぞいてみよう。これは新市町村建設促進法という法律にもとづいて行なわれるもので、合併時の計画を、合併後の一体的見地から改めて科学的に調査検討して、真に市町村の健全な発展向上の資料とするもの。日光市も、昭和三十四年度にこの計画を実施することになり、現在着々とこの計画事務が進められている。この計画は議会事業と施設整備事業とにわかれており計画調整事業では　①基礎調査（地域の現況を基礎的に調査分析する）　②基礎計画（今後の社会経済の見通しをたてて、十カ年にわたる基本的な構想をたてる）　③実施計画（基本計画を具体的、かつ効果的に実施していくための五カ年にわたる年度別計画をたてる）などとなっている。また施設整備事業では和の代大谷橋を新設整備して、旧小来川村との交通の便をはかることが、まず取りあげられている。これらの計画、事業を深く審議するため、新市町村建設審議会を設立することになり、委員二十五名を各界から推せん願つて市長が任命。審議会委には神山市議会議長、岡会長には小平副議長が選任された。各部会別委員は次のとおり。

◎総務部　小金沢治　荻原貞興　吉原武　小杉三郎　稲葉藤七郎　大島光吉　◎教育民生部　根本兵七　小平一成　大橋孫一　手塚源一　金谷たか　大室竹男　◎観光経済部　吉橋清一　北山照　福田芳光　小西喜一郎　金子泰治　大関光雄　◎建設部会　佐藤栄之　飯島功　宮田辰男　須藤芳政　斎藤一久　小杉三男（以上順不同）

### 市営スケート場閉鎖

三つの市営スケート場は、三月一日、一斉に閉鎖。

# 今月の問題

## 子供のろう火による火災

### 家庭と学校で一致した善導を

### 火防

三月十三日までは、春の火災予防運動が行なわれているが、この機会に、最近日光市に於てひんぱんに発生している子供のろう火による火災発生事故について考えてみよう。市内の火災事故のうち子供によるろう火からの火災事故はこのところ実につづけさまに発生している。ちなみに列記してみるならば、十二月二十六日、久次良町で子供の遊つた山小屋が焼けた。続いて一月十日、細尾で茜小屋が、又十七日には御幸町で原野二十アール（約二反）二十二日、細尾で子供の遊つた山小屋が、一月三十一日には田母沢金精鉱内の芝二十アール（約二反）が焼け、同じ日に七里で原野十アール（約一反）が焼けている。なぜこんなに続いて火災がおきるのだろう。日光市の子供の間に広まりつつある山火、原野、河原などでのたき火、または、山小屋遊びがその原因だといわれている。さいわい、いずれも発見がはやく、風もなかつたことから大事にならないで消火されたが、これは決して放置しておいて良いものではない。こんなことが無反省に過ごされるならば、更に大規模な山林火災などの発生も、当然予測されて来る。前に書いた六件の火災のため補導された少年は、二十一名にもなるそうだが、事故を起してからの処置ではなく、すべてが解決されるものではない。学校も、家庭も、一致して、少年達を良く指導したいものだ。写真は消火後の現場写真だがこんな姿が、二度と起らないよう、子供達に良い風潮を育てさせることを、春の火災予防運動を機に、真剣になつて考えてみたいものだ。

ぼや現場（消火後）

# 民生委員

## 市民のために活躍する人々（終）

民生問題の協議をする民生委員

常に地域社会の調査を行い、生活状態を知つておくこと。保護を要する者を適切に保護指導すること。社会福祉事業施設と術援に連絡し、その機能を助けること。福祉事務所その他行政機関の業務に協力すること……数えあげればきりがないほど、民生委員の仕事というのは多種多様で、実際たいへんな仕事なのだ。人は誰れでも幸福を願つて生きて行くのだが、日々の生活の質にも事欠く多くの人々が居ることは事実だし、そういう人が多いことは、その人にとつても又社会にとつても不幸なことだといわなければなるまい。そうした人々のために自身おしまず、精神的にも経済的にも援護の手をさしのべるのが民生委員の仕事だが実に容易な業ではない。

民生委員は現在日光に四十二名、原則として、一町内一名の割で任命されるが四人だけは二町内を受け持つている。現在の民生委員は昨年の十二月一日附で改選された人達だが、中には数つづと永い期間、この仕事に携け続けている人もある。隣人愛の精神なしには出来ないことだ。民生委員の活動をもう少しくわしくのべるなら、生活保護法の実施にあたり、保護対象者の発見、調査、保護開始後の生活指導など、きわめて広い範囲にわたる。更にまた、民生委員は児童福祉法により児童委員としての資格を併せて持つている。児童委員制度が確立されて以来、国法の実施に協力して来たが、なかでも昭和二十六年五月、児童憲章が制定されるに及び問題児童に対する援護、人身売買の防止など種々の活動が活発になつて来た。

民生委員は社会を明るくする人達であり民生安定の主柱だ。

そして「市民のために活躍する人」の第一人者でもある。

（永らく連載しました「市民のために活躍する人々」は本号で打ち切らせていただきます。次号からは企画を新らたにいたします）

# 季節風

三月を弥生（やよい）というが、これは陰暦のことで、陽暦では四月にあたる。この季節ともなれば各草木が弥（いや）が上にも生いいするということから起つている。この呼び方は神武紀に用いられているから古来からの名称と思われる。英語では三月をMarchというが、これはローマの軍神マルスMarsからとつたもので、昔、ローマ人はこのマルス神をローマ建設の神ユピテルに次ぐ偉大な神としてあがめたもので、あらゆる生物が活躍しはじめるこの季節をえらんでマルス神の名をとうたものだろう。三月は桃の節句ひなまつり、ひがんなど……又十二日には奈良東大寺の二月堂でお水取りも行われる。昔からお水取りがすめば春も近いといわれている。そのほかでは一日から七日までが緑化週間。三日は耳の日だ。二十日は動物愛護デー。又三月中は少年少女の家出防止月間になつている。進学就職、卒業、受験と雑踏にも一番注意しなければならない季節が三月ともいえるだろう。

# 前年より増割二の来晃客

## 観光客動態統計から

昭和三十四年、一年間の観光客統計がこのほど観光経済課観光係の手にようてまとまつた。これによると一年間の総来晃客数は三百五十一万四千余人。三十三年に比較して二十%の増加になつている。これを経路区分してみると、国鉄八十九万強、東武七十八万強、外来車が百三十五万強、その他が四十八万強となつている。このうち宿泊したものは日光が三十二万強、中禅寺が三十三万強、湯元が二十二万強となつているが、湯元は前年に比べて二十五%の増加、全日光では八十八万強で前年より八%強であつた。

またこれとは別に一月三十、三十一日の両日実施したスキースケートの実態調査では、湯元スキー場利用者数が、一月三十日、千五十二名、三十一日が六千百五十五名で計七千二百七名また市営スケート場の利用者数は三十日が千百八十八名、三十一日が三千三百四十五名で計四千五百三十三名。スキー客の男女別は男六十五%に対し女三十五%。地域別では京浜地区が六十七%に比べて県内が二十六%年令別では二十代が一番多く六十三%、次いで十六才から二十才までの十九%、三十代の十一%など。スキーの経験有無では経験者七十七%に対して初めてが二十三%であつた。これに対してスケートの質的調査でスキーと異つている点は京浜地区五十%に対して県内三十三%とその差が少なく、又十六才から二十才までと二十代との差も少なくなつている。男女比では三十日三十一日とも実照宮、二荒山が男二に対して女一の割合であるのに対しはほぼ同数、経験の有無はスキーとほぼ同様であつた。

# 人事往来

◎日光市固定資産評価委員会委員　小橋一（一月二十一日付）

◎日光電報電話局
局長　加藤政（前今市局長）
退職　黒須操（前局長）
（一月二十五日附）

# 応募規定

一、内容　市民憲章五項目のうち一項目を表現したもの、広い意味で解釈しますが、なるべく市民を扱つたもので明るい感じのものが望ましい。

一、応募資格「日光市広報」の読者なら誰でもかまいません。

一、応募規定
①サイズはキャビネ版、点数には制限がありません。
②作品には住所、氏名、年令職業又は勤務先、撮影の場所と月日を記入して下さい。
③締切は昭和三十五年三月十五日、必着とします。
④宛先は「日光市役所総務課統計広報係」

一、審査　フジフイルムKK

一、賞　五項目について各項目ごとに入選一点「計五点」
佳作一点「計五点」
参選び、入選五点の中から更に市長賞一点を選びます。
市民賞一点、及び入選四点には、賞状及び記念品。
佳作五点には記念品を贈ります。

一、発表　入賞者の発表は本人に通知するほか、四月一日発行の日光市広報五十号紙上に発表します。入賞作品（佳作を含む）のフイルムは提出していただき、版権は日光市役所に帰属します。
またこの十点の作品は「日光市広報」四月号から明年一月号まで十回にわたり順次紙上に掲載します。

# 日光市広報五十号記念
# 市民憲章公布一周年記念
# 『市民憲章広報写真』募集

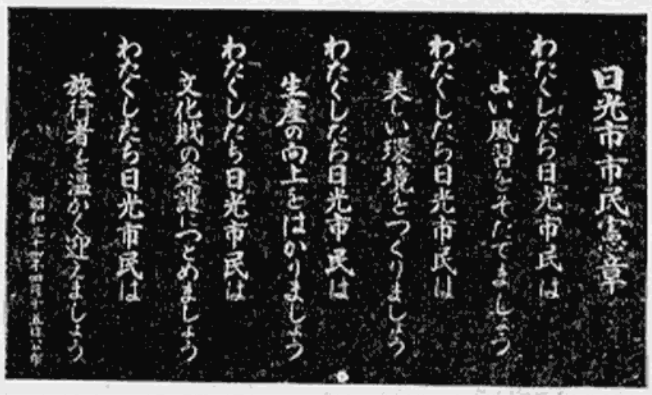


掲様の広報紙「日光市広報」も次号四月号は、創刊以来五十号を迎えることになりました。また四月は市民憲章が公布になつてから、一周年に当ります。そこでこれを記念して掲様から「市民憲章広報写真」を募集します。入賞作品は広報紙上に連載し、市民の掲様に広く見ていただきたいと思います。応募規定参照の上ふるつて御応募下さいますようお願いいたします。

# お願い

次号四月号（四月一日発行）は創刊五十号となります。これを機会にこの広報の編集企画も、大いに改め広報としての使命を果しつつ、更に掲様に喜ばれるよう努力いたしたいと思います。

こんで読んでいただける広報紙にしたいと思います。最近御注意の投書もたくさんいただいておりますが、なおいつそうのご指導、ご意見をいただきますようお願いいたします。